私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様 私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

まん延防止等重点措置期間(令和4年1月21日から2月13日まで)における 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について(依頼)

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児 及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわた り継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

令和4年1月21日から2月13日までの間、政府が神奈川県に対し、「まん延防止等重点措置」を適用することを決定し、また、神奈川県は、本市を含む県内全市町村をその区域に指定しました。

市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業(以下「市型預かり保育等」といいます。) の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き、原則事業実施をお願いするこ ととします。

一方、オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルス感染症は、横浜市内でも急速な感染の拡大が見受けられます。市内の幼稚園等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増傾向にあり、これまで以上の感染防止対策が必要な状況です。これを踏まえ、必要な日及び時間で市型預かり保育等を利用していただくよう、保護者に改めてお願いするとともに、令和4年1月21日から2月13日までの間、市型預かり保育等の利用を控えた場合には、利用料(※1)を日割り計算し保護者の負担を軽減することといたします。このことに伴い、各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

※1 市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ

- 1 保護者の市型預かり保育等の利用について
 - (1) 幼稚園・認定こども園の皆様へのお願い

<保護者が在宅勤務、テレワークの市型預かり保育等の利用について>

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願

いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ利用を控えるよう求めることのないよう御理解、御協力をお願いします。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

(2) 保護者への市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、 仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用は控えるなど、<u>保護者の皆様に</u> は、市から必要な範囲で市型預かり保育等の利用をお願いすることとします。

各園におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、<u>保護者の皆様に、別添の周知文「まん延防止等重点措置期間(令和4年1月21日から2月13日まで)における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」の配布をお願いします。</u>

2 満3歳児及び2歳児の利用料について (<u>市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児</u> 受入れ推進事業のみ)

令和4年1月21日から2月13日までの間、利用した日数に応じた日割り計算とし、 保護者負担額を軽減します(期間中、利用しなかった場合の事由は問わず日割りの対象 とします)。月額利用料との差額については、本市において負担しますが、1・2月分の 利用料については、一旦通常どおり徴収してください。

また、期間中の対象児童の利用状況について後日調査を行いますので、記録をお願いします。利用自粛に伴う保護者負担軽減補助金の詳細については、別途通知します。

対象者 【市型預かり保育】 市型預かり保育を利用している満3歳児課税世帯で1・

2月分の利用料を園に月額で支払った方

(3歳児以上の無償化対象者は対象外。)

【2歳児受入れ】 2歳児受入れ推進事業の利用者で1・2月分の利用料を

園に月額で支払った方

期間 1月21日~2月13日

※終了日が変更となった場合には改めてお知らせします。

保護者負担 実際に利用した日数による額のみ(月額を日割り計算※横浜市で行います)

園の収入 月額利用料の差額分を、横浜市から園に補助金として交付するため、園の収入は変わりません。

3 市型預かり保育事業等の補助金について

市型預かり保育事業等を利用していたにも関わらず、感染拡大防止の観点から利用を控えた結果、1月及び2月に1日も利用しなかった園児についても、補助対象とします。 次の方法で在園児名簿を作成し、請求してください。

■<u>在園児名簿の利用日数欄には「O(ゼロ)」、備考欄には「自粛」と記入し、その</u> 園児分も含めて補助金を請求してください。

4 陽性者が発生した場合の濃厚接触者の待機期間と検査キットの配付について

オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間が10日に変更となり、エッセンシャルワーカーは10日を待たずに検査が陰性であった場合、待機期間を短縮する取扱ができるとされました。待機期間については、保健所の指示に従って対応してください。

なお、本市では、保育・教育施設従事者向けの抗原検査キットを新たに購入し、配付する予定です。

詳細につきましては、別途通知します。

5 添付資料

- ・保護者の皆様への配布資料
 - (1) 「まん延防止等重点措置期間(令和4年1月21日から2月13日まで)における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」
 - (2) 雇用主の皆様へ(保護者から雇用主向けにお渡しするもの)
 - (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について (厚生労働省リーフレット)
 - (4) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について (厚生労働省リーフレット)

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話: 045-671-2085

E-mail: kd-azukari@city.yokohama.jp